

**受益と負担**の適正化をはかるため

# 使用料と手数料を 来年4月から改定

市の施設を利用するときの使用料や証明書などの交付のときに支払う手数料。市民全体の負担の公平性を保つため、見直しを行いました。

## 利用したサービスに 相応な負担を

市が行うサービスの費用は、市民のみなさんからの税金と、サービスを利用する人が支払う使用料・手数料でまかなっています。この2つが適正なバランスを保つことが、市民全体の公平性を確保するうえで必要です。そのため「サービスを利用



料でまかなっています。この2つが適正なバランスを保つことが、市民全体の公平性を確保するうえで必要です。そのため「サービスを利用

した人がその利益に対して相応な負担をすること」で、サービスを利用する人と利用しない人の公平性が保たれることとなります(Ⅱ受益と負担の適正化)。

市では平成18年2月に「秋田市政改革推進市民委員会」から「受益と負担の適正化」に関する提言を受け、平成20年3月に「秋田市公共施設の使用料設定における基本方針」を定めました。この方針は、サービスにかかる費用を明確にし、統一性と公平性を考慮したうえで「利用(受益)者が費用のうちのどのくらいを負担するのが適正なのか」(3ページ上段参照)をまとめたものです。この方針に基づいて施設の管理・運営にかかる費用や改定の算定根拠となる料金などの検討を重ね、このたび、施設使用料と事務手数料の見直しを行いました。

## 使用料を改定する施設

★印は現在無料の施設(利用形態により有料の場合もあります)



市立体育館

**文化施設など** 旧金子家住宅・雄和榑台交流館・民俗芸能伝承館(貸室)、大森山動物園(入園料)、斎場(市民以外の場合)  
**体育館** 市立体育館★、茨島体育館★、河辺体育館★、雄和体育館★、雄和南体育館★、一つ森公園コミュニティ体育館★、雄和農林漁業者トレーニングセンター体育館

**テニスコート** 光沼近隣公園テニスコート(屋内・屋外★)、八橋運動公園テニスコート(人工芝・グリーンサンド)、雄和花の森テニスコート、一つ森公園テニスコート★、秋操近隣公園テニスコート★、御所野近隣公園テニスコート★、御所野総合公園テニスコート★、雄物川河川緑地テニスコート

**野球場・運動広場など** 八橋運動公園(硬式野球場・多目的グラウンド・球技場・第2球技場・陸上競技場・相撲場)、勝平市民グラウンド★、土崎市民グラウンド★、河辺岩見三内野球場、河辺和田野球場、河辺戸島野球場、雄和新波野球場、雄物川河川緑地野球場、御所野近隣公園野球場★、スポパークかわべ(グラウンドゴルフ場・サッカー場・多目的運動広場)、一つ森公園弓道場、勝平屋内ゲートボール場、雄和B & G海洋センター

改定後の施設使用料(各施設ごと)や事務手数料は市ホームページや各施設に掲載・掲示するほか、2月の広報あきたでもお知らせします。



## 42施設の使用料と 15件の手数料を改定。 新料金は来年4月から

**施設使用料** 見直しの対象とした施設は191施設。このうち、公民館や地区コミュニティセンターなどの住民自治活動の拠点となる施設などを除いた42施設の使用料を改定することにしました。

このうち、今回の見直しにより現

行料金と比べて高くなる施設(これまで無料だったものが有料になるものを含む)は28施設、低くなる施設は14施設です。新しい料金は来年4月から適用します。

改定は、施設ごとの「改定の算定根拠となる料金(Ⅱ管理原価(※)×貸出面積×利用時間×受益者負担割合)」を目安として、次の項目に配慮しながら金額を設定しました。

●「改定の算定根拠となる料金」と

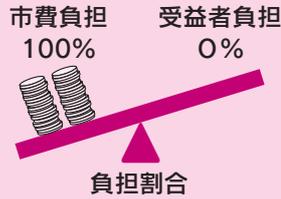


# サービスの分類と適正な負担割合

(「秋田市公共施設の使用料設定における基本方針」から)

公益的・**必需的**サービス…行政が中心となって提供し、日常生活上、子どもや高齢者を含むほとんどの人が必要とするサービス

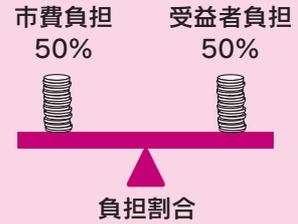
- 児童館、図書館、斎場、老人福祉センターなど



公益性が高い

公益的・**選択的**サービス…行政が中心となって提供し、個人によって必要性が異なるサービス

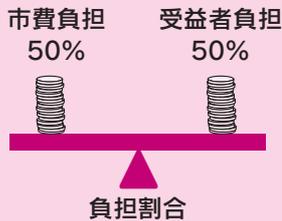
- コミュニティセンター、公民館、文化会館、動物園、市民農園、市営墓地など→今回の見直し対象



選択性が高い

私益的・**必需的**サービス…民間でも提供が可能で、日常生活上、ほとんどの人が必要とするサービス

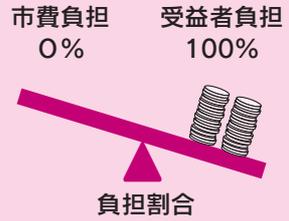
- 現在、秋田市に該当する施設はありません



私益性が高い

私益的・**選択的**サービス…民間でも提供が可能で、個人によって必要性が異なるサービス

- 体育館・体育施設、温泉施設、自転車駐車場、キャンプ場など→今回の見直し対象



## 新料金の計算方法

例：八橋運動公園球技場 **現行** 5,000円 → **新料金** 7,500円 (入場料あり・アマチュア・一般利用・1時間)

施設の1年間の費用5,661万1,667円(人件費、物件費、維持補修費、減価償却費の過去3年の平均値)

施設の総面積1万6,268㎡×1年間の貸出可能時間3,782時間

= 0.9201(施設の1㎡・1時間あたりの単価 → **管理原価**)

**管理原価**×貸出面積(フィールド1万400㎡)×利用時間(1時間)×受益者負担割合(100%)=9,569円(→改定の算出根拠となる料金)



八橋運動公園球技場は上図の「私益的・選択的サービス」に分類されるため、受益者負担割合は100%。改定の算出根拠となる料金9,569円を採用すると現行料金よりも著しく高くなるため、現行料金の1.5倍の7,500円を採用しました。



八橋運動公園球技場

総務課行政改革担当

☎(0000)20017

http://www.city.akita.akita.jp

/city/gn/mn/

ご理解とご協力をお願いします。

事務手数料 見直しの対象とした事務手数料は、自動交付機で住民票の写しを交付するときや窓口で固定資産税に関する証明書を交付するときなどの交付手数料(6件)、一般廃棄物に関する申請手数料(7件)、自転車などの撤去保管手数料(2件)の計15項目。手数料も使用料と同じ考え方で見直しました。現行料金と比べて高くなる項目は8件、低くなる項目は7件です。新しい料金は来年4月から適用します。

※管理原価：施設の管理や運営にかかる人件費・物件費・維持補修費などをもとに利用形態に応じて算出した1㎡・1時間あたりの費用(または利用者1人あたりの費用)。

現行料金の差が大きい場合は現行料金の1.5倍を目安に  
●同種・同類施設は統一的な料金体系に(体育館やテニスコートなど)  
●高校生以下は一般より安く